

## 1 事業の成果、反省

### (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

今年度の法改正を鑑み、前年より進めてきた在宅医療・看護・リハとの連携強化が定着し、利用者の自立支援に向けたプラン立案体制は確立しつつあると感じている。

今後の課題としては、利用者の変化に伴ったプラン変更や新規開拓であると思っている。しかし、全国的にもヘルパー不足がさげばれている昨今において、高齢化率 30% を超す当地域では、さらに問題は深刻化している。

### (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業

事業開始から 6 年がたつが、継続ケアの利用者が多く、利用者・家族との信頼関係も確立されているところが多く、安定したケア供給ができていると自負している。但し、家庭の事情によるヘルパーの変更などで、スケジュールに苦勞しているのも事実である。

これまでも社内会議や研修等で、ケア内容の見直しやカンファレンスを重ねているが、当社の理念である『利用者・家族の想いに寄り添ったケアの実現』を確固たるものにするため職員のスキルアップをめざし、社外研修への積極的な参加を推進していく。

### (3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護

障害者サービスに関しては、他事業所との連携や医療との連携が徐々にとれるようになり、訪問医療や訪問リハビリの利用も良い連携先が見つかるなど、徐々に資源が不足対策も出来てきている。とはいえ、当該地域では、まだまだ障がい者の訪問介護のケースがまだまだ少なく、家族の介護負担を軽減し、障がい者が在宅で自分らしく暮らす地域づくりに尽力していきたい。

### (4) 高齢者支援事業

#### \* 地元高齢者ふれあいサロン

月 1 ペースで開催。カラオケを中心としたレクレーションと季節ごとの外出・外食を実施。今年は、死亡や体況変化による不参加が重なり、人数的には減少しているが、相変わらず利用者同士の交流が深くなっている。

#### \* 健康教室

現在は休止。

#### \* 福祉有償運送

専従の運転手を下期より採用。それにより利用は増えている。

### (5) 社会福祉事業にかかる支援

地元の公共交通会議が行われ、交通困難者に対しての救済を問題視してはいるものの、路線バスが走る地域以外は、それぞれ地域ごとの対策に対しての援助にとどまっており、地元福祉を担う法人としては、大きな責任がもの実感している。

今後、交通空白地有償運送の取得を視野に入れながら、地元交通困難者に対しての早急な施策を検討中である。

## 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
介護保険法に基づく訪問介護事業	(定款第5条(1)-③)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した高齢者
介護保険法に基づく予防訪問介護事業	(定款第5条(1)-④)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した高齢者
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	(定款第5条(1)-⑤)	介護計画により実施	法人事業所	3名	契約した高齢者
高齢者支援事業	介護保険外の特定高齢者を対象とした講演会、フリースペースの運営。 (定款第5条(1)-⑥)	月1回	市内 公民館等	3名	特定高齢者 15名 12回
	交通機関がなく外出が困難になっている高齢者の移送 (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	3名	契約した高齢者 (述べ173件)
	介護についての各種相談を実施する (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	2名	相談希望者 30件程度
障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護事業	(定款第5条(1)-⑧)	介護計画により実施	法人事業所	6名	契約した障害者